

別 添 9

有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延に係る適時開示実務上の取扱いの見直しについて

平成19年10月31日

今般、当取引所は、有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延に係る上場廃止の取扱いなど有価証券上場規程等の一部改正¹を行うこととしておりますが、これに伴い、有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延に係る適時開示実務上の取扱いについて、所要の見直しを行うことといたしました。

見直し後の取扱いについては、次頁以降に掲げる内容をご確認ください。

¹ 「上場制度総合整備プログラム対応及び組織体制の変更に伴う業務規程の一部改正等について」(平成19年10月17日付け東証上場第22号)参照。平成19年11月1日施行。

開示事項	開示・記載上の注意
2. 法定提出期限	・金融商品取引法第24条第1項又は同法第24条の5第1項の規定により提出すべき期間の最終日を明記してください。なお、法定提出期限の確認の際における休日等の取扱いには、ご注意ください。
3. 提出が遅延するに至った経緯	
4. 今後の見通し	・有価証券報告書又は半期報告書の提出の見通しがある場合には、その内容を記載してください。提出時期の見込みがある場合には、提出予定時期も含めて記載してください。

(3) その他の注意事項

上記の有価証券報告書又は半期報告書を、法定の提出期間経過後1か月以内（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、その提出期限経過後3か月以内）に提出しなかった場合には、上場廃止となります。

【有価証券上場規程第601条第10号】

また、法定の提出期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を当該最終日までに行っている場合又は当該最終日までに内閣総理大臣等に提出しなかった場合は、上場廃止となるおそれがあることを投資者に周知させるため、監理銘柄（確認中）に指定することとなります。

【有価証券上場規程第610条、同施行規則第605条第1項第13号】